

## 蒲郡市都市計画法第54条の許可の基準に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第53条第1項に規定する建築の許可(以下「許可」という。)について、法第54条に定めるもののほか、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた法第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

2 この要綱において「建築物」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物をいう。

3 この要綱において「建築」とは、建築基準法第2条第13号に定める建築をいう。

### (適用区域)

第3条 この要綱は、建築物の敷地が「蒲郡市 都市計画道路の長期未整備に関する取組方針(平成31年4月1日策定)」に定める建築制限緩和区間に該当し、かつ、都市計画施設の区域内にある場合に適用する。

### (許可の基準)

第4条 市長は、許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるときは、その許可を行うことができるものとする。

(1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。